

税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例

平成27年2月20日条例第45号

最終改正：令和2年9月28日

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3 第2項の規定による延滞金及び法第228条第3項の規定による過料の徴収に関しては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(延滞金)

第2条 法第231条の3第1項の大坂広域環境施設組合（以下「組合」という。）の歳入（以下「税外歳入」という。）の督促を受けた者が、督促状の指定期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、納付すべき金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 納付すべき金額が2,000円未満であるとき
- (2) 納付すべき金額が既に組合に納付している保証金（敷金その他保証金に準ずるもの）の額に満たないとき
- (3) 延滞金の額が1,000円未満であるとき

(延滞金の減免)

第3条 災害その他特別の事由により管理者が必要と認めるときは、前条の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第4条 詐偽その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第2条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月28日条例第10号）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。